

市民税・県民税納入申告書				
高崎市長様		年 月 日提出		(受付印)
(特別徴収義務者)				
住所(所在地)				
個人番号又は法人番号				
氏名(名 称)				
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、下記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。				
年 月分		人員		人
支 払 金 額				円
特別徴収税額	市民税		円	
	県民税		円	
内訳 (お手数でも下記にもご記入ください。)				
当該年1月1日の住所				
氏 名				
勤 続 年 数	年	支 払 金 額		円
特別徴収税額	市民税		円	県民税
			円	
当該年1月1日の住所				
氏 名				
勤 続 年 数	年	支 払 金 額		円
特別徴収税額	市民税		円	県民税
			円	

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期限は翌月10日です

(当日が金融機関の営業日でない場合は、到来する最初の営業日が納期限になります。)

納入する際は、地方税ポータルシステム (eLTAX) を是非ご利用ください。
 払込金融機関は合併等の事由により変更となる場合がありますので右記QRコードからご確認ください。➡



●ゆうちょ銀行・郵便局の指定●

関東各都県及び山梨県以外に所在するゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は、当市の取扱局として指定しなければなりません。
 「指定通知書」に利用するゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入する際に、そのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。「指定通知書」は、高崎市のホームページからダウンロードして印刷することができます。なお、前年度利用の指定郵便局等は、提出の必要はありません。

指定通知書はこちらから ➡



●納入書の記入方法●

給与分(表面)…①納入金額に印字されている金額に変更がない場合は、そのまま使用してください。印字されていない場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の通知書(特別徴収義務者用)」に記載のある月割額を記入してください。
 退職・転勤・税額変更等により印字されている納入金額に変更が生じた場合は、次の例を参考に記入してください。

指 定 番 号		①納入金額 円	
		100,000	

金額を横線で抹消してください。

②	給与分 (一所得割)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	納 入 金				1	5	0	0	0	0
	退 職 所 得 分									
	延 滞 金									
徴 収 内 訳	養 老 手 数 料									
	③合計金額				1	5	0	0	0	0

変更後の金額を「給与分」と「合計金額」に記入してください。

退職所得分(表面) …退職所得の分離課税分がある場合に記入してください。この欄に記入する場合は、裏面の納入申告書にも記入してください。

問合せ先
 ○課税の内容に関すること：高崎市役所市民税課 電話 027-321-1218 (直通)
 ○納入に関すること：高崎市役所 納税課 電話 027-321-1216 (直通)